

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

67	熊本市空家等対策協議 会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項を協議する。
68	熊本市特定空家等措置 審議会	空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等及び熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成25年条例第80号）に規定する空家外家屋に係る勧告、命令、代執行等に関し必要な事項を審議する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。